

記者発表資料

永田クラブ

経済研究会

国土交通記者会 へ貼り出し



平成20年12月4日

内閣府（防災担当）

中央防災会議会長（内閣総理大臣）による

「降積雪期における防災態勢の強化について」の通知について

本格的な降積雪期を迎えるにあたり、高齢者が無理をすることなく除雪できる体制の整備や地元のニーズをより一層踏まえた除雪等の支援、克雪住宅の整備促進など、除雪中の事故防止対策等の徹底を早急に図るため、12月1日付けで中央防災会議会長（内閣総理大臣）より指定行政機関の長、指定公共機関の代表者及び関係道府県防災会議会長あてに、別紙のとおり「降積雪期における防災態勢の強化について」を通知いたしましたので、お知らせいたします。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害予防担当）付

参事官補佐 大川 稔

主 査 竹島 大祐

TEL 03-3503-9394（直通） FAX 03-3597-9091

中 防 災 第 3 8 号
平成 2 0 年 1 2 月 1 日

各指定行政機関の長
各指定公共機関の代表 あて

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
麻 生 太 郎

降積雪期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、依然として毎年犠牲者が発生している状況にある。

過去の10年間の自然災害による犠牲者をみると、雪害による犠牲者は417人にもものぼり、風水害に続く第二の自然災害となっており、特に、平成18年豪雪では全国の死者が152人を数えるなど、雪害としては戦後2番目の被害となったところである。また、その要因をみると屋根の雪下ろし等除雪作業中の死者が約4分の3を占め、また、65歳以上の高齢者の占める割合が3分の2に上ることから、高齢者を念頭に置いた克雪体制の整備など、被災者の目線に立って、「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点からきめ細やかな取り組みを行い対策の徹底を図る必要がある。また、昨冬においては降雪量が平年並か少なかつたにもかかわらず、47名の犠牲者が発生している。

このため、高齢者が無理をすることなく除雪できる体制の整備や地元のニーズをより一層踏まえた除雪等の支援、克雪住宅の整備促進等、除雪中の事故防止対策の徹底に早急に取り組まれない。

併せて、これまでのとおり、雪崩のおそれのある危険箇所の巡視・点検の実施、気象等に関する情報の収集・伝達、警戒態勢の強化等に万全を期すとともに、高齢者・障害者等の災害時要援護者に十分に配慮し、特に災害時要援護者関連施設に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努められたい。

また、岩手・宮城内陸地震及び岩手県沿岸北部を震源とする地震の被災地については、地震に伴う地盤被害の実情を踏まえ、特段の注意を払われたい。

上記につき、貴管下関係機関に対する指導方よろしく願います。

中防消第56号
平成20年12月1日

関係道府県防災会議会長 あて

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
麻生 太郎

降積雪期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、依然として毎年犠牲者が発生している状況にある。

過去の10年間の自然災害による犠牲者をみると、雪害による犠牲者は417人にもものぼり、風水害に続く第二の自然災害となっており、特に、平成18年豪雪では全国の死者が152人を数えるなど、雪害としては戦後2番目の被害となったところである。また、その要因をみると屋根の雪下ろし等除雪作業中の死者が約4分の3を占め、また、65歳以上の高齢者の占める割合が3分の2に上ることから、高齢者を念頭に置いた克雪体制の整備など、被災者の目線に立って、「何ができていれば犠牲が避けられたのか」という視点からきめ細やかな取組みを行い対策の徹底を図る必要がある。また、昨冬においては降雪量が平年並か少なかつたにもかかわらず、47名の犠牲者が発生している。

このため、国としても、市町村雪対策計画の策定マニュアル等の整備を進めるとともに、地域住宅交付金を活用した克雪住宅の整備の支援等を行っているところであり、貴殿におかれても、これらを積極的に活用するとともに、消防団による災害防除のための除雪・雪下ろし、高齢者が無理をすることなく除雪できる体制の整備、地元のニーズをより一層踏まえた除雪等の支援及び克雪住宅の整備促進等、除雪中の事故防止対策の徹底に早急に取り組まれない。

併せて、これまでのとおり、雪崩のおそれのある危険箇所への巡視・点検の実施、気象等に関する情報の収集・伝達、警戒態勢の強化等に万全を期すとともに、高齢者・障害者等の災害時要援護者に十分に配慮し、特に災害時要援護者関連施設に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努められたい。

また、岩手・宮城内陸地震及び岩手県沿岸北部を震源とする地震の被災地については、地震に伴う地盤被害の実情を踏まえ、特段の注意を払われたい。

上記につき、貴管内市町村防災会議に対しても周知されるようお願いする。